



八 監 第 4 5 7 号
令 和 4 年 2 月 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による教育委員会の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

教育委員会

(1) 教育総務課

(2) 学務課 ※少年自然の家を含む。

(3) 指導課 ※教育センター，適応支援センター及び青少年センターを含む。

(4) 保健体育課 ※学校給食センターを含む。

(5) 生涯学習振興課 ※総合生涯学習プラザ，公民館，図書館，八千代台東南公共センター及びガキ大将の森キャンプ場を含む。

(6) 文化・スポーツ課 ※文化伝承館及び郷土博物館を含む。

3 監査の範囲

令和3年度（令和3年10月末現在）における教育委員会の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和3年10月15日から令和4年1月31日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（指摘事項，要望事項）は，次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
教育総務課	指摘事項	<p>1 公有財産管理事務の手續について</p> <p>学校敷地内における電柱及び電話柱等の設置に係る行政財産使用料の納付時期について、八千代市行政財産使用料条例（平成6年八千代市条例第1号）第3条では、「使用料は、使用の許可を受けた際に納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」と規定されているが、使用許可に係る起案文書に特別の理由が示されていないにもかかわらず、使用料の納入期限を許可日の翌日以降の日付としていた。</p> <p>なお、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な公有財産管理事務を行われたい。</p> <p>2 土地賃貸借契約について</p> <p>阿蘇小学校用地に係る土地賃貸借契約全3件について、翌年度以降の支出を義務付ける複数年契約を締結しているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為として予算に定めるか、同法第234条の3の規定による長期継続契約として、翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた契約書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら、当該契約は債務負担行為として予算に定められておらず、また、長期継続契約として翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合の解除条項を設けた契約書も作成されていなかった。</p> <p>今後は、適切な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年度監査 指摘事項）</p> <p>上記の令和2年度監査における指摘事項を踏まえ、引き続き適切な契約事務を行われたい。</p>
	要望事項	<p>1 適正な事務執行体制について</p> <p>教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において、予算執行や行政財産使用許可申請等の事務処理が適正に執行されていない事例が散見されることから、組織における内部統制が有効に機能しているとは言い難い。</p> <p>このことから、教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び決算に関することや事務局内の連絡調整に関することを所掌する教育総務課においては、予算執行等の業務に係る法令等の遵守の徹底を周知するなど、事務局内の不適正な事務処理の改善を図るための効果的な対策を講じ、業務の適正性が確保される事務執行体制となるよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年度、令和元年度及び2年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成30年度、令和元年度及び2年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き業務の適正性が確保される事務執行体制となるよう努められたい。</p>
学務課（少年自然の家）	要望事項	<p>1 少年自然の家のあり方の検討について</p> <p>少年自然の家については、設置の目的から、主に児童生徒が宿泊を伴う利用をしており、安全性には十分な配慮が必要である。</p>

		<p>しかし、耐震診断の結果、施設の一部において耐震性能の評価基準値を満たしていないとされているにも関わらず、未だに耐震改修等の対応が図られていない状態であるため、施設の必要性も含め、早急にあり方の検討を進められたい。</p> <p>(平成29年度、30年度、令和元年度及び2年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成29年度、30年度、令和元年度及び2年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き施設の必要性も含め、早急にあり方の検討を進められたい。</p>
生涯学習振興課 (公民館及び図書館)	要望事項	<p>1 公民館・図書館の指定管理について</p> <p>公民館及び直営の図書館について、指定管理者制度の導入により、市民サービスの向上と経費の削減等につながると思われるため、指定管理者制度の導入について検討されたい。</p> <p>(平成26年度、27年度、28年度、29年度、30年度、令和元年度及び2年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成26年度、27年度、28年度、29年度、30年度、令和元年度及び2年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き指定管理者制度の導入について検討されたい。</p>
生涯学習振興課 (ガキ大将の森キャンプ場)	要望事項	<p>1 「ガキ大将の森」キャンプ場のあり方の検討について</p> <p>「ガキ大将の森」キャンプ場については、設置から30年以上が経過しているため随所に老朽化が見られ、キャビンの修繕や一部撤去の可能性のあることから、維持管理費や利用状況等を勘案して、施設のあり方について多角的な観点から検討されたい。</p> <p>なお、検討に当たっては、少年自然の家のあり方の検討と併せるなど、関係部署と連携を図りながら効率的な事業手法の検討に努められたい。</p> <p>(平成29年度、30年度、令和元年度及び2年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成29年度、30年度、令和元年度及び2年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き施設のあり方について多角的な観点から検討されたい。</p>